

浜長保険センター安全だより

令和4年5月12日
浜長保険センター 第66号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



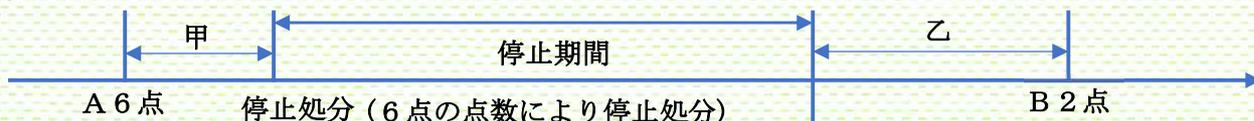
「ゴールデンウィーク、充電せずに放電した」旨の川柳が新聞に投稿されていました。コロナ感染の収束が見通せない中、いかがお過ごしされたでしょうか？若葉燃える好季節となりました。ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



4月の安全だよりが続く点数制度と新たに高速道路における故障等の場合の停止表示器材表示義務等について、少し掘り下げて解説したいと思います。

交通ルールは、日常生活に密接に関連していますが、現実には道路交通法を勉強する機会は少ないと思います。この安全だよりで僅かではありますが支援したいと思っています。

例



違反行為A6点をしたことにより免許停止処分を受けた。その処分期間を無違反で経過した後、違反行為B2点をした場合、「甲+乙」が1年未満であっても、停止処分前の違反行為A6点を累積しないので、違反行為B2点となる。この場合、停止処分を受けているので違反行為B2は、前歴1回の累積点数2点のみとなります。

問 姫路バイパスを走行中、エンジンの調子が悪く、動かなくなったので路肩で停止した。この場合、停止措置として三角表示板を置けばいいのか？

答 故障等で高速道路上に自動車を停止する場合、見やすい位置に停止表示器材(三角表示板)を置くことが義務付けられています。道交法第75条の11(故障等の場合の措置)

問 三角表示板は、自動車の備付義務があるのか？

答 交通ルール上、備付義務はありませんが、故障等により、高速道路上で停止する場合、停止表示器材の表示義務があり、これを怠りますと、「故障車両表示義務違反」として反則金 普通6千円、点数1が付されますので、故障などの場合を考え、備付していた方が安心です。

一般道路は、表示義務はありませんが、二次被害防止のため活用できます。

問 停止しなければならないとき、具体的にどうすればいいのか？

答 110番、道路緊急ダイヤル(#9910)(道路管制センター)に連絡し、同乗者は、直ちにガードレールの外で待機させ、停止表示器材は、自動車の後方約50メートル、発炎筒(自動車に備付義務)の着火、ハザードランプの点灯、その後、運転者もガードレールの外で待機します。

問 発炎筒があるので三角表示板は、必要ないと思うがどうか？

答 高速道路で停止する場合、三角表示板の表示義務があり、発炎筒の燃焼時間は概ね5分ですので、やはり三角表示板は必要です。なお、発炎筒は備付義務があり、車検時に必要です。有効期限はJIS規格で4年、有効期限を確認しておきましょう。



道路緊急ダイヤル
#9910

